

広報

はむら

平成21年8月15日



表紙の写真

第34回はむら夏まつり ご来場ありがとうございました

晴天に恵まれた今年のはむら夏まつり。
2日間で述べ18万人が会場を訪れました。
会場は、今年のテーマ「活」とおおり、活気が
満ち溢れていました。

(写真：平成21年7月25日(土)・26日(日)撮影)

●お知らせ

お知らせ

- 認知症予防プログラム
- はむすぽ事業
- 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査
- 住民票等自動交付機
- 特定健康診査の受診
- 「日本女性会議2009さかい」参加者へ補助金

- ① 燃やせるごみの内容調査結果
- ② たま川兄弟 滅右衛門と壘右衛門のこれやつてる？
- ③ 羽村にぎわい商品券 有効期限は8月31日(月)
- 定額給付金および子育て応援特別手当 申請期限は9月18日(金)
- 羽村市指定ごみ袋および粗大ごみシール取扱店の追加
- 犬の登録と狂犬病予防注射
- 副市長の退任・就任
- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料の納付

- 敬老金の贈呈
- 青少年健全育成成功労者および模範青少年等表彰者の推薦
- 審議会等の傍聴
- 羽村市観光協会から
- 公立福生病院から
- 官公署等から
- 施設から(ゆとろぎ、スポーツセンター、弓道場、ス
- イミングセンター、市民活動・ボランティアセン
- ターはむら、保健センター)

認知症予防プログラム

「認知症予防プログラム」講演会

一緒に脳を若返らせませんか。認知症発生の原因や、脳を活性化させて元気になる方法について、説明します。ぜひ、参加してください。

日時 ①9月4日(金)午後2時〜②9月8日(火)午前10時〜

※両日とも同じ内容です。

会場 コミュニティセンター3階ホール

対象 市内在住の65歳以上の方

定員 180人(先着順)

参加費 無料

講師 特定非営利活動法人認知症予防サポートセンター職員

※直接会場へお越しください。

「認知症予防プログラム」参加者募集

認知症予防プログラムとは、一般の高齢の方を対象とする認知症を予防するための活動です。

の支給

- 燃やせるごみの内容調査結果
- ④ たま川兄弟 滅右衛門と壘右衛門のこれやつてる？
- ⑤ 羽村にぎわい商品券 有効期限は8月31日(月)
- 定額給付金および子育て応援特別手当 申請期限は9月18日(金)
- 羽村市指定ごみ袋および粗大ごみシール取扱店の追加
- 犬の登録と狂犬病予防注射
- 副市長の退任・就任
- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 保険料の納付

1グループ6人で、次の活動の中から、自分の好きな活動を週1回行います。仲間と協力して、楽しみながら脳の活性化ができます。気軽に参加してください。

活動 ①パソコンとウォーキング②料理とウォーキング③旅行とウォーキング

日時 10月7日〜平成22年2月17日の毎週水曜日(12月23日(水)・30日(水)を除く)午前9時30分〜11時30分(全18回)

会場 コミュニティセンター第1研修室、調理研修室、相談室

対象 次の条件に該当する市内在住の65歳以上の方

①全18回に参加できる方

②パソコンプログラムについては、パソコンを持参できる方

定員 各6人(申込多数の場合は、9月4日(金)・8日(火)を行う「認知症予防プログラム」講演会に参加した方を優先し、抽選)

参加費 無料

申込み・問合せ 9月1日(火)〜19日(土)に、電話または直接高齢福祉介護課高齢福祉係へ

はむすぽ事業

親子で楽しむリズム遊び教室

子どもたちの知っている童謡や音楽に合わせて、歌いながら体を動かしたり、打楽器を使ってリズムをとったりします。絵本の読み聞かせや、簡単な製作も行います。ぜひ、参加してください。

日時 9月8日(火)、10月6日(火)、11月10日(火)午前10時〜10時50分

会場 スポーツセンター会議室

対象 1歳半ぐらい〜未就園児とその保護者(祖父母も可)

定員 各回20組(先着順)

参加費(1回) 会員(1組) : 500円、そのほか(1組) : 1000円

申込み・問合せ 電話・ファクス・Eメールまたは直接はむすぽ連絡事務所へ ☎519-157

12 FAX 519-15713 info @hamu-spo. org(火曜日午後1時〜3時、木・土曜日午前10時〜正午)

12 FAX 519-15713 info @hamu-spo. org(火曜日午後1時〜3時、木・土曜日午前10時〜正午)



衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

公示日 8月18日(火)

投票日 8月30日(日)午前7時～午後8時

■羽村市で投票できる方

○投票日に満20歳になつてゐる日本国民
○羽村市の選挙人名簿に登録されている方
今回の選挙では次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

①平成元年8月31日までに生まれた方

②平成21年5月17日までに転入届出をし、引き続き市内在住の方

平成21年5月18日以降に転入届出をした方

羽村市の選挙人名簿には登録されません。羽村市で投票することはできません。

前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の投票所で投票することができます。

■市外へ転出した方

転出して4か月を経過すると羽村市の選挙人名簿から抹消されます。羽村市で投票することはできません。

転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されていない場合、羽村市の選挙人名簿に登録されていれば、羽村市で投票することができます。

■市内で転居した方

8月6日以降に転居届出をした方は、転居前の投票所で投票してください。

■入院中・障害のある方

入院中の方などが施設内で投票したり、重度の障害のある方などが自宅で投票したりすることのできる制度があります。

※それぞれ要件や範囲があります。詳しくは、問い合わせてください。

◆期日前投票を利用してください

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所へ行けない方は、期日前投票を利用してください。

期 間 8月19日(水)～29日(土)(国民審査は8月23日(日)～午前8時30分～午後8時

※期間中は毎日受付。

会 場 市役所分庁舎1階第1会議室

持ち物 入場整理券

※入場整理券が届く前でも投票することができます。

※入場整理券は、有権者一人ひとりにはがきで郵送します。

問合せ 選挙管理委員会事務局

住民票等自動交付機

■自動交付機の稼働停止

自動交付機の機器入替えに伴い、次の期間、市役所の自動交付機の稼働を停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

稼働停止期間 9月19日(土)～23日(水)(5日間)

※9月19日(土)・20日(日)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)は、市民課窓口で証明書の交付を行います。

■羽村駅西口連絡所自動交付機の運用終了

羽村駅西口連絡所の自動交付機は、経済産業省の「ICカードの普及によるIT装備都市研究事業(平成14年3月)」で導入し、その後、無償提供された機器を使用していましたが、機器耐用年数が経過し、修繕部品の調達が困難となり、システムの維持が難しくなったため、9月18日(金)をもって撤去します。ご理解をお願いします。

※市役所の自動交付機は、引き続き利用することができます。

■市役所自動交付機 利用時間の延長

市役所地下玄関に設置している自動交付機は、9月24日(木)から、利用時間を次のとおり延長します。

時間 午前8時30分～午後8時(土・日曜日、祝日は午後7時まで) ↓午前8時30分～午後9時

問合せ 市民課受付係